

県立大学の設置に係る可能性調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

県立大学の設置に係る可能性調査業務

2 委託期間

契約日から令和4年12月20日（火）まで

3 事業の目的等

令和3年の県の転出超過数は3,480人であり、その9割を15歳から29歳までの若者が占めている。県内高等学校卒業生の約8割が県外大学に進学しており、若者の県外転出の大きな要因のひとつに県外への大学進学があると考えられる。また、人口減少による地域活力の低下が懸念される中、若者の県内定着を図ることは重要であり、若者の県内入学や県内就職を促進する県立大学の設置は、人口減少対策の選択肢の一つになる可能性があることから、その効果の把握が必要である。

このような状況を踏まえ、県では、学びの選択肢の拡大や若者の県内定着、地域を担う人材の確保に向け、県立大学の設置について検討を行っている。

当業務では、県立大学の設置に係る検討の一環として、検討に値する具体的な大学像を設定し、その大学が将来の人口に与える影響や費用対効果を明らかにすることを目的とする。

4 事業の概要

成長すると想定される産業や県の産業構造を踏まえ、県で育成すべき人材を検討したうえで、県内に仮に県立大学を設置する場合に適した具体的な大学像（学部・規模等）を提案する。提案した大学像に基づき、県内事業者に対し卒業後の採用意向等についてアンケートを行い、アンケート結果及び予測される雇用動向や採用状況等を踏まえ、県内の人口に与える影響や費用対効果等を算定する。

5 業務委託内容

(1) 具体的な大学像の検討

国の統計資料や県等が実施している既存のアンケート調査結果をもとに、県の産業構造や事業者ニーズの分析等を行い、国や県等の計画も参考とし、成長すると想定される産業や県の産業構造を踏まえ、県で育成すべき人材を検討すること。検討結果に加え、「県立大学の設置の是非を検討す

るための有識者会議」等の報告書や大学の設置基準、検討対象となる類似大学の状況分析等をもとに、県内に仮に県立大学を設置する場合に適した具体的な大学像（学部、入学定員、立地）を複数パターン提案すること。

上記データから具体的な大学像の絞り込みが困難であれば必要に応じて受託者が情報収集を行うこと。

提案した大学像について、(2)の調査を行う前に、県の承認を得ること。

(2) 県内事業者に対するアンケート調査

県内事業者約4,000社に対し、(1)で想定した学部を卒業した学生に対する採用見込みや今後県内事業者として求める能力やスキルなど、後述(3)の算定に資するアンケート調査を行うこと。アンケート項目については、県と調整し、県の承認を得たうえで決定すること。

アンケート調査は原則web回答とする。ただし、県内企業約4,000社に対する調査依頼は、郵送にて行うこと。なお、調査先となる県内企業約4,000社の企業名・所在地などのデータは、県が提供するものとする。

また、受託事業者が行う調査対象となる県内事業者約4,000社以外の会社に対しても、県から別途アンケート調査を依頼する場合があるが、調査結果は合わせて集約をすること。

(3) 将来の県内人口に与える影響等の算定

(2)での調査結果に加え、雇用動向や採用状況を分析し、(1)で提案した大学を設置した場合の県立大学卒業生の採用見込者数や県内就職見込者数を推計し、将来の県内人口に与える影響等の算定を行うこと。

また、上記以外に、学び直しの効果など大学を設置した場合の影響等について検討すること。

(4) 費用対効果（費用便益）の分析

(1)で提案した大学像のうち、(3)で人口減少対策として効果の高い2パターンを対象に、県が負担する費用及びその効果を大学施設の「建設段階」及び「供用段階」の2段階に分けて分析すること。また、(3)の結果をもとに、人口減少対策としての効果を分析すること。

分析の対象とする主な費用、効果（便益）は下記のとおりである。下記以外に想定される費用や効果（便益）があれば、分析に追加すること。

①分析の対象とする費用

ア 建設段階

用地購入費、土地造成費、大学施設の建設費等施設整備に係る費用

イ 供用段階

教育研究費、一般管理費、人件費、受託研究等経費等大学の運営に係る費用

②効果（便益）

ア 建設段階

大学施設の整備が、県内経済及び税金にどのような影響を与えるのか下記効果指標で分析する。

効果指標	効果指標のねらい
i 大学の施設整備に伴う消費	大学の施設整備（用地購入、土地造成、施設建設等）によって発生する消費について検証する。
ii 経済波及効果（生産誘発額）	i が県内にもたらす経済波及効果（生産誘発額）を検証する。
iii 付加価値誘発額	ii が県内にもたらす付加価値誘発額を検証する。
iv 雇用効果	ii が県内にもたらす雇用効果（雇用誘発数）を検証する。
v 税金効果	ii が県内にもたらす税金効果を検証する。

イ 供用段階

(A) 消費活動による効果

県内に県立大学が立地することで、教育・研究に伴う消費がどの程度増え、同大学の教職員及び学生による県内消費額がどの程度か、また、県内経済及び税金への影響はどの程度か検証する。

効果指標	効果指標のねらい
i 教育・研究に伴う消費	大学が教育研究を行うことに伴って発生する消費について検証する。
ii 教職員・学生の消費	大学に在籍する教職員・学生が生活することに伴い発生する消費について検証する。
iii 大学の施設整備に伴う消費	大学の施設整備に伴って発生する消費額について検証する。
iv 経済波及効果（生産誘発額）	i ～ iii に伴う経済波及効果（生産誘発額）をそれぞれ検証する。
v 付加価値誘発額	iv に伴う付加価値誘発額を検証する。
vi 雇用効果	iv に伴う雇用効果（雇用誘発数）を検証する。
vii 税金効果	iv に伴う税金効果（法人事業税、法人住民税、個人住民税等）を検証する。

(B) 研究による効果

県立大学と県内企業との共同研究が増えることによって、県内企業の売上がどの程度増加するのか、また、県内経済及び税金への影響はどの程度か下記効果指標等で検証する。

効果指標	効果指標のねらい
i 民間企業における売上額の増加	大学との連携に基づく研究成果の事業化により民間企業が得る売上（直接効果）を検証する。
ii 経済波及効果（生産誘発額）	i に伴う県内への経済波及効果（生産誘発額）を検証する。
iii 付加価値誘発額	ii に伴う付加価値誘発額を検証する。
iv 雇用効果	ii に伴う雇用効果（雇用誘発数）を検証する。
v 税収効果	ii に伴う税収効果を検証する。

ウ 人口減少対策としての効果（便益）

県内に県立大学が設置され、学生が大学教育を受けて県内に定着することで、個人の所得、消費にどのような影響が生まれるのか、また、県内経済及び税収への影響はどの程度か下記効果指標等で分析する。（検証にあたっては、前述（3）の分析結果をふまえること。）

効果指標	効果指標のねらい
i 個人の所得	大学における教育を受けることによって、県内の個人所得がどの程度増加するかを検証する。
ii 個人の消費	i の増加に伴う消費需要の増加を検証する。
iii 経済波及効果（生産誘発額）	ii が県内にもたらす経済波及効果（生産誘発額）を検証する。
iv 付加価値誘発額	iii が県内にもたらす付加価値誘発額を検証する。
v 雇用効果	iii が県内にもたらす雇用効果（雇用誘発数）を検証する。
vi 税収効果	i ～ iii が県内にもたらす税収効果を検証する。

（5）分析及び算定結果の作成

上記（1）～（4）の分析及び算定結果について、分析等が終了次第速やかに県に提供すること。

（6）報告書の作成

上記（1）～（4）の分析結果について、そこから得られる示唆も含め、A4サイズで出力可能な概要版（両面印刷2枚程度）及び全体報告書を作成すること。作成にあたっては、数値やグラフを用いてわかりやすく作成すること。

概要版及び全体報告書の作成にあたっては、レイアウト案を事前に県に提案のうえ、承認を得ること。

（7）成果品の提出

本委託業務における成果品は、上記（1）～（6）の資料のほか、集計にあたり作成した集計資料の元ファイル等の全てを含む。

受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に県の承認を受けること。また、電子ファイルは、業務終了後に県が再利用しやすいよう配慮すること。

上記（6）の成果品については、電子ファイルのほか、A4サイズで10部印刷のうえ、提出すること。

（8）業務完了報告

受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（様式任意、A4・両面印刷）を提出し、県の完了検査を受けること。

（9）その他

本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打ち合わせ（対面またはオンライン）の機会を週1回程度設けること。なお、電話やメールによる打ち合わせは随時行うものとする。

本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議の上、決定をすること。

6 納期及びスケジュール

成果品の納期について、5（5）の分析結果は令和4年11月18日（金）とする。5（6）の概要及び報告書は、令和4年11月30日（水）とする。

スケジュール（目安）は資料1のとおりとし、詳細については県と協議のうえ、決定するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

（1）業務の一括再委託の禁止

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（2）個人情報保護

業務受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）、個人情報保護条例施行規則（平成14年三重県規則第45号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(3) 守秘義務

業務受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、業務受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ①業務受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- ②契約締結権者は、業務受託者が上記(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(6) その他

- ①委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ②委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と協議のうえ実施するものとする。
- ③業務受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、県又はその他第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

県立大学の設置に係る可能性調査 業務スケジュール（目安）

スケジュールの目安は概ね以下のとおりであるが、詳細については三重県と業務受託者で協議のうえ、決定することとする。

日程		内容	備考
6月	下旬	契約締結	
8月	中旬	大学像の検討、県との調整	大学像の提案
	下旬	アンケート調査票の確定	
9月	上旬	アンケートの送付	
	下旬	アンケートの締切	
10月	中旬	県内人口に与える影響等算定	アンケート結果提出
11月	中旬	費用対効果（費用便益）分析	
	18日	分析結果について県に共有	算定結果、分析結果提出
	30日	成果品（報告書）の提出	報告書10部、電子ファイル
12月	上旬	業務完了報告書の提出	
	20日	契約期間の終了	